

大宝律令の制定と「蕃」「夷」

大高 広和

石母田正氏の「東夷の小帝国」論以来、日本古代国家がその対外認識として「化外」を朝鮮諸国である「諸蕃」と蝦夷・隼人などの「夷狄」とに設定したこと、言い換えれば「蕃」と「夷」とを区別したことについては、大宝律令によるその法制化という位置づけとともに広く受け入れられている。本稿ではこれまでその根拠とされてきた、『令集解』に引用される令註釈書の解釈や日唐律令の差異について、全面的に批判・検討を行った。

その結果として、日本律令が「夷狄」を「諸蕃」とを区別するとされてきた根拠は成り立たず、また日本律令における「蕃」と「夷」の用例は、それらの指す対象を特に区別しない本来的な華夷思想に基づく唐律令の継受の結果にすぎないものであることを示した。古代国家は確かに大宝律令において「小帝国」として周囲の「化外」に臨もうとしたものの、「蕃」と「夷」とを区別し、「夷狄」という存在を法定化するという意図は読み取れない。

令の各註釈書の違いや正史などを検討すると、八世紀前半から九世紀前半にかけて、朝鮮諸国のみを「蕃」とする認識や、「蕃」と「夷」「夷狄」とを区別する認識も生まれてくる。しかし、むしろ古代国家は「化外」の存在をそれぞれとの歴史的関係や現状に基づいて個別的に認識し、対応していたとみるべきである。九世紀にかけての対外関係や辺境情勢の推移も考慮すると、註釈書に基づいて「蕃」と「夷」からなる古代国家の「小帝国」構造を想定するのは問題が多い。

古代国家は、大宝律令においては唐律令が内在する本来の中華思想をそのまま継受したに過ぎなかった。その後の「蕃」と「夷」とを区別しようという動きも、「化外」の存在それぞれに対する個別的な認識と対応も、古代日本の「小帝国」構造の限界をよく示している。